

## 1 新たなミュージアムで取り扱う（収集する）資料・作品の考え方

- 新たなミュージアムでは、時代が変わっても引き継いでいくべき「川崎らしさ」を大切にするとともに、市民にとって身近なミュージアムであるべく、幅広い層にとって馴染みがあり親しみやすい、市民生活に紐づいた資料・作品の収集を軸とする。
- 新たなミュージアムで取り扱う（収集する）資料・作品は、博物館、美術館の複合施設として活動してきた市民ミュージアムの特徴を受け継ぎ、被災の事実を含め、川崎の成り立ちやこれまでの歩み、人々の暮らしを伝える博物館分野と、現代の時代性、社会状況などを的確に伝える作品や川崎ゆかりの作家の作品などを取り扱う美術館分野とし、両分野で連動した効果的な活用を念頭に置いた収集を図っていく。
- 収集する具体的な資料・作品については、両分野ともに、被災収蔵品のレスキュー状況を踏まえ、今後の修復作業の見通しを考慮しながら検討していく。

## 2 博物館分野の収集の考え方

- 博物館分野の収集対象は、現行（被災前）の収集方針を引き継ぎ、「川崎市域に関わる考古・歴史・民俗資料」とする。
- 工業化、都市化が進んだ時期以降の博物館分野の資料は、地域、時代によって手薄な部分があり、急激な都市化の進展という本市の大きな特徴を的確に伝える点において課題があったことから、今後は、近現代資料の収集について、今まで以上に注力していくこととする。
- 博物館分野については、人々の記憶や口伝により、資料の現物に対する調査研究からだけでは得ることが難しい情報や、調査研究の成果を補完できる情報を得られることが考えられるほか、今後進めていくデジタル・アーカイフ化の取組をはじめとしたデジタル技術の活用や、今年度、第1期生を迎えた本市のアート・コミュニケータ「ことうら」の活動など、様々な形や場面での市民協働の可能性が考えられることから、ミュージアムだけでなく、多様な主体と連携した収集のあり方についても、模索・検討していくこととする。

## 3 美術館分野の収集の考え方

- 美術館分野の収集対象は、表現手法や媒体等による括りは設けず、時代が変化しても多様な作品等を柔軟に収集できるように、現行（被災前）の収集方針を見直すこととする。
- 開館以降、本市ゆかりの作家などの美術作品をはじめ、グラフィック、写真、漫画、映画等、1980年代当時の人々の生活にかかわりを持ち、都市文化の形成に大きな役割を果たしてきた「複製芸術」を収集してきたが、技術の進歩や表現手法、価値観の多様化等により、従来の収集方針では社会状況を的確に反映した作品等を収集することが難しいことから、社会的要請・変化等を踏まえた現代的な視点から収集の考え方を整理することとする。
- なお、本市は今後も厳しい財政環境が見込まれることから、美術館分野の作品等の購入にあたっては、収集の必要性や収集方針との整合性を適切に精査し、芸術的価値又は資料的価値が高いと認められるものについて、財政状況も考慮したうえで購入の判断を検討することとする。

### 博物館分野の収集の考え方(Point)

### 両分野で連動した効果的な活用を念頭に置いた収集

### 美術館分野の収集の考え方(Point)

#### <Point>

- ・現行の収集方針を引き継ぎながら、近現代資料への注力を図る。
- ① 川崎市域に関わる考古・歴史・民俗資料を収集し、時代的範囲は原始から現代とする
- ② 既存資料の構成や新たな常設展示の内容を踏まえ、今まで以上に近現代資料の収集に注力する
- ③ 収集範囲は、川崎市域を中心として、川崎地域史の構築にかかわりのある周辺地域資料や関連資料も含める
- ④ 既に収蔵している同年代、同種の資料を収集する場合は、既存資料のコンディション等を確認するなど、既存資料と置き換えることを前提に収集する

#### <Point>

- ・現行の収集方針を再整理し、複製芸術に捉われない収集を図る。
  - ① 我々の生きる現代の時代性や社会状況、市民生活のあり方を的確に表現していると考えられる作品
  - ② 既存コレクション作家の作品、既存コレクションを補完する作品及び既存コレクションから影響を受けたと考えられる作品
  - ③ 川崎市ゆかりの作品（川崎市出身または在住作家の作品、川崎市をモチーフにした作品、川崎市出身または在住コレクターのコレクションなど、川崎市との関連性が認められる作品）
- ※ ①～③のうち芸術的価値または資料的価値が高いと認められるものを対象とする。

## 4 新たな収集方針の策定に向けて

- ・ 現在、市民ミュージアムにおける資料・作品の収集については、「川崎市市民ミュージアム資料収集方針」（平成29年4月1日策定 下記参照）に基づくものの、被災前と同様に収集することは困難であり、かつ、被災前の収蔵庫の収蔵率も100パーセントに近い状態であったことから、新たに「令和4年度 川崎市市民ミュージアム資料収集の取扱い」（令和4年4月1日策定 次ページ参照）を定め、**「川崎市市民ミュージアム資料等収集懇談会」において資料収集方針との適合性や芸術性などの観点から有識者に意見をいただいた上で、適正かつ公正な収集を行っている。**
- ・ 新たなミュージアムの整備に向けた取組において、開館後の円滑な事業推進のために、資料・作品の収集については開館前から長期的な視点で行っていく必要があることから、前ページ1～3で整理した収集の考え方等を踏まえ、**基本計画策定以降に運用を開始できる、新たな収集方針の策定を目指していく。**（新たな収集方針の検討により、対応の必要が生じた場合は、関連する条例等についての改正も併せて検討していく。）

### 【参考】「川崎市市民ミュージアム資料収集方針」（平成29年4月1日策定）

市民ミュージアムは、博物館部門と美術館部門からなる複合施設であることから、当館における資料等の収集にあたり、博物館部門としては、川崎市域を中心に地域史の構築にかかわりのある周辺地域をも含めた考古・歴史・民俗関係資料の収集に努めるとともに、美術館部門としては、川崎市ゆかりの美術作家や文芸家の作品・資料のほか、人々の生活と深いかかわりを持ち、都市文化の形成に大きな役割を果たしてきた大衆文化を対象とした映像資料などの収集に努めるものとし、その基本的な考え方と今後の重点化に関する考え方は以下のとおりとする。

#### 【基本的な考え方】

##### 1 博物館部門（考古、歴史、民俗）

川崎市域に関わる考古・歴史・民俗資料の収集にあたり、時代的範囲は原始から現代とし、その収集範囲は、川崎市域を中心として、川崎地域史の構築にかかわりのある周辺地域資料や関連資料も含め、特に近現代においては、主に都市生活史に関わる資料の収集に努めるものとする。

なお、実物資料（1次資料）として収集することが困難な資料については、複製資料（2次資料）の製作・収集を行う。

##### 2 美術・文芸

川崎市に關係する美術作家の作品、特に濱田庄司、圓錐勝三など、今後、当ミュージアムで展覧会を企画することが可能な作家の作品について収集に努めるとともに、これまで収集してきた安田靫彦画稿や、岡氏によって寄贈された明治期版画コレクションの補完をし、コレクションの一層の充実を図る。

また、文芸資料については、岡本かの子、佐藤惣之助の二人を中心に、それぞれが直接関係した作品、資料などのほか、雑誌などの出版物などを対象に収集し、二人の活躍した時代を資料からおうことを可能なものとする。

##### 3 写真

国内外の重要なドキュメンタリー作品並びに貴重な作品資料の収集を基本とし、同時に、「印刷された写真」も写真文化にとって貴重なものとして捉え、重要な雑誌資料等も合わせて収集するものとする。

##### 4 漫画

日本漫画史を通観できる作品や資料、日本との相互影響関係にある外国漫画資料などの収集に努めるものとする。

##### 5 グラフィック

アール・ヌーヴォー、アール・デコ時代を中心とする19世紀初頭～20世紀前半の西洋のポスター、日本の歴史的ポスター（明治～第2次大戦前後）、デザイン的に優れた現代ポスターを収集するとともに、ポップ・アートを中心とする現代版画の収集にも努め、関連資料の収集も行うものとする。

##### 6 映像（映画、ビデオ）

映画については、戦後の作品を基本に、独立プロダクションの作品、PR映画、文化映画や外国映画の芸術的、資料価値的に優れた作品などの収集に努めるものとする。

また、他の映像については、20世紀の記録及び表現した映像を、ニュース映画をはじめ、国内外のCMやミュージック・クリップ、ドキュメンタリー作品などを中心に収集するとともに、川崎を記録したものや記録的価値の高く評価されるものについても収集に努めるものとする。

なお、ビデオ等の収集の際には、複製許諾を得られるものについては得るものとする。

#### 【重点化】

収集にあたっては、以下に掲げるものを重点的に収集し、その成果については、展示等によって市民への還元を図るものとする。

- (1) 産業史を含め、変貌する川崎の近現代史をものがたる資料
- (2) 市域の有形・無形の文化財など、川崎に暮らした人々の歴史・文化に関する資料
- (3) 日本・世界で評価される川崎ゆかりの芸術家等に関する資料
- (4) 当館の取組を特徴付ける資料

## 【参考】「令和4年度 川崎市市民ミュージアム資料収集の取扱い」（令和4年4月1日策定）

昭和63年11月に開館した川崎市市民ミュージアム（以下「市民ミュージアム」という。）は、博物館と美術館の複合文化施設であったことから、考古・歴史・民俗関係資料などの博物館資料、川崎ゆかりの美術作家などの作品や、写真、グラフィック、漫画などの複製芸術作品等の美術館資料を収集してきた。

しかしながら、令和元年10月の台風により地階が浸水したことにより、約23万点の収蔵品が被災し、収蔵庫等の施設も甚大な被害を受けたため、館内に作品、資料の保管ができず、外部倉庫等を借り上げ、未被災または修復等が終わった作品等を保管している状況である。

そのため、今後の資料収集は、収集方針に基づくものの、被災前と同様に行うことは困難であり、かつ、被災前の収蔵庫の収蔵率も100パーセントに近い状態であったことから、新たな博物館、美術館に関する基本構想の検討状況を踏まえつつ、令和4年度における資料収集の取扱いを次のとおりとする。

### 1 博物館部門（考古、歴史、民俗）

川崎市域に関わる考古・歴史・民俗資料の収集を基本とし、既に収蔵している同年代、同種の資料を収集する場合は、既存資料のコンディション等を確認するなど、既存資料と置き換えることを前提に収集する。

### 2 美術館部門

市民ミュージアムでは、ポスター等のグラフィック作品、漫画、写真、映像といった複製芸術作品・資料をはじめ、本市ゆかりの作家などの日本画、洋画、版画、彫刻・立体造形、陶芸品など美術作品を収集してきた。

今後の作品・資料、またはアーカイブズ資料の収集にあたっては、これらの市民ミュージアムのコレクションを補完する作品・アーカイブズ資料とし、各分野の取扱いについては次のとおりとする。

#### （1）絵画・版画、彫刻、工芸等

川崎ゆかりの美術作家の作品や、川崎と関りが深い人物のコレクションなどで、今後、展覧会の企画が可能な作品またはアーカイブズ資料を収集する。

#### （2）文芸

文芸資料については、本市出身の岡本かの子、佐藤惣之助の二人を中心に、それぞれが直接関係した作品、資料などのほか、アーカイブズ資料を収集する。

#### （3）写真

- ア 国内外の芸術性、ダゲレオタイプなど文化性の高い作品を収集する。
- イ 国内外の重要なドキュメンタリー写真並びに貴重な作品資料を収集する。
- ウ 修復等が困難な収蔵品と置き換えることを目的に、同一の作品を収集する。
- エ 日本の代表的若手作家で川崎ゆかり又はゆかりとなり得る作品を収集する。
- オ 写真文化にとって重要なアーカイブズ資料を収集する。

#### （4）漫画

- ア 漫画原画を収集する。
- イ 本市ゆかりの作家（岡本一平等）が、直接関係した作品、資料などのほか、アーカイブズ資料を収集する。
- ウ 漫画雑誌については、江戸・明治期の歴史的刊行物（「ジャパン・パンチ」など）や、国会図書館など他館にはなく、かつ日本漫画史を物語るものを収集する。

#### （5）グラフィック

- ア 資料収集方針に基づく収集を行う。
- イ 19世紀初頭～20世紀前半の西洋のポスター、日本の歴史的ポスター（明治～第2次大戦前後）、デザイン的に優れた現代ポスターで、修復等が困難なものと置き換えることができる資料を収集する。

#### （6）映像、映画

- ア 文化映画や外国映画の芸術的、資料価値的に優れた作品などで、本市が上映する権利を得られるものを収集する。
- イ 20世紀の記録及び表現した映像を、ニュース映画をはじめ、川崎又は川崎ゆかりの人物等を記録したものや、記録の価値が高く評価されるもので、本市が活用する上で必要な権利処理が行われたものを収集する。